

平成 28 年 2 月 18 日

「UBS ブラジル株式ファンド」受益者の皆様へ

UBS アセット・マネジメント株式会社

信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「UBS ブラジル株式ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）および「UBS ブラジル株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）につきましては、平成 28 年 1 月 15 日現在の受益者を対象に、信託約款変更にかかる書面決議を行いました。

その結果、当ファンドにつきましては、基準日である平成 28 年 1 月 15 日現在の議決権口数の 3 分の 2 以上にあたる多数の賛成が得られました。

また、マザーファンドにつきましても、平成 28 年 1 月 15 日現在のマザーファンドの保有割合に応じてベビーファンドの受益権口数をマザーファンドの受益権口数に換算した結果、議決権口数の 3 分の 2 以上にあたる多数の賛成が得られました。

以上をもちまして、予定どおり平成 28 年 3 月 1 日付で、下記の内容の信託約款の変更を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

敬具

記

- ・ マザーファンドの運用指図権限の委託先を、BTG パクチュアル・アセット・マネジメントから UBS AG, UBS アセット・マネジメント（チューリッヒ）（以下「新投資顧問会社」といいます。）へ変更いたします。
- ・ 当ファンドおよびマザーファンドの運用の基本方針に定める「投資態度」の一部について、新投資顧問会社のポートフォリオ構築プロセスに合わせた記載に変更いたします。
※「投資対象」および「投資制限」については、変更はございません。
- ・ 当ファンドの購入・換金不可日に、新投資顧問会社の所在地であるチューリッヒの銀行の休業日を追加いたします。

以上